

## 育児休業手当金及び介護休業手当金の追加給付のお知らせ

### 1 概要

厚生労働省が行う毎月勤労統計調査において、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことにより、平成 16 年以降の同調査における賃金額が低めに算出されてきました。

地方公務員等共済組合法に基づき給付する育児休業手当金及び介護休業手当金(以下「休業手当金」といいます。)は、平成 17 年 4 月 1 日以降に開始した休業分から、1 日当たりの給付額に上限額が設けられています。

この給付上限相当額は、毎月勤労統計調査の結果を反映して算定しているため、1 日当たりの給付額が上限額に達している方の給付額に影響が生じています。

### 2 給付額に影響のある方

給付額に影響がある方は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 17 日に休業し、その期間について休業手当金の支給を受け、1 日当たりの給付額が上限に達していた方となります。

※ 休業期間が平成 23 年 8 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日までの場合は給付上限相当額に変更がないため対象期間からは除かれます。

※ 追加給付額は、育児休業手当金 数十円から二万円程度  
介護休業手当金 数十円から数千円程度 となる見込みです。

### 3 追加給付にあたり手続きが必要な方

・平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日に休業実績があり、給付上限相当額の休業手当金を受給されていた方

(育児休業の開始が平成 22 年 3 月 31 日以前で平成 22 年 4 月以降も休業実績がある方を含む)

・平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日に介護休業実績があり、給付上限相当額の介護休業手当金を受給されていた方

(令和 2 年 12 月 25 日時点で組合員資格を有していた方は、追給済みのため対象外)

該当すると思われる方は当共済組合へお問い合わせください。なお追加給付を受けるためには書類の提出が必要ですので「5 追加給付の手続き」をご覧ください。

その他の期間に休業実績のある方については追給済みですので、手続きは不要です。

#### 4 休業時期と追加給付の状況

休業時期	平成 17 年 4 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 23 年 7 月 31 日	平成 23 年 8 月 1 日～ 平成 26 年 7 月 31 日	平成 26 年 8 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 17 日
育児休業 手当金	追加給付にあたり手 続きが必要です	令和 3 年度に 追給済み (注 1)	給付上限相当額に変更のない期間のため 追加給付は発生しま せん。	令和 3 年度に 追給済み
介護休業 手当金		追加給付にあたり手 続きが必要です (注 2)		

(注 1) 育児休業の開始が平成 22 年 3 月 31 日以前の方が給付を受けるためには、「5 追加給付の手続き」が必要ですのでご注意ください。

(注 2) 令和 2 年 12 月 25 日時点で組合員資格を有していた方へは追給済みです。

#### 5 追加給付の手続き

「3 追加給付にあたり手続きが必要な方」に該当する場合は当共済組合へお問い合わせの上、以下の書類を提出してください。

- (1) 追加給付に関する申立書(様式は共済組合から送付します。)
- (2) 添付書類

休業期間、休業手当金の支給対象期間、対象期間の給料月額、過去に受給していた額等がわかる書類

(例…支給額通知の写し、通帳の写し、給与明細の写し)

添付書類等から追加給付の要件に該当することが確認できる場合は、追って振込口座の確認をさせていただきます。なお、追給の要件に該当することが確認できなかった場合は、支給できませんのでご了承ください。

※ 写しの提出に当たっては、本件に関係ない箇所を黒塗りしてください。

※ 追給されない場合でも、申請のあった書類は返却いたしませんのでご了承ください。

#### 6 提出先・お問い合わせ先

住所：〒950-8570

新潟市中央区新光町 4 番地 1

公立学校共済組合新潟支部 福祉給付係

(教育庁福利課内)

「育児・介護休業手当金追加給付 担当」あて

電話：025-283-5102